

II . 各論

第1章

施策の現状と課題及び今後の取組

第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

第3節 保健・医療の充実

第4節 教育の振興

第5節 雇用・就労、経済的自立の推進

第6節 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

第1節

共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 障がい者の権利擁護の推進

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 権利行使の支援
- (3) 障がい者虐待防止体制の整備
- (4) 合理的配慮の推進

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、住まいの確保をはじめ様々な生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り孤立したり、困難な状況に陥ることがないようにすることが重要です。

平成28年4月に、国において「障がいを理由とする差別の禁止」や「社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の不提供の禁止」などを内容とする障害者差別解消法が施行され、県においても全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

さらには、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

今後も、法や条例の趣旨にのっとり、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、施策の充実や啓発活動に一層取り組む必要があります。

施策の方向

- ① 障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、更なる普及・啓発に努めます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消は、各行政分野にわたる横断的な課題であることから、関係機関との連携を図り、県として一体的な取組を推進します。
- ③ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害を救済するため、相談・紛争解決体制の充実を図ります。

主な取組

○県広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所などを対象とした研修等を通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発

○大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談体制の充実

2 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、障がいや障がい者を取り巻く様々な問題から障がい者の権利を擁護する仕組みを充実させることが重要です。

これまで県では、企業や団体向け研修会等をはじめ、障がい者の人権及び権利擁護に関する各種研修の実施や、「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」への相談窓口設置、関係する相談支援機関等との連携に努めてきました。

また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に基づき、障がい者の権利利益の擁護を図るために、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置等による通報体制の整備や研修会の開催などにより、虐待防止に向けた取組を進めてきました。

今後も、障がい者の権利擁護をより一層推進するため、労働局や市町村など関係機関と連携し、虐待防止の諸施策に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進など、権利行使の支援策を充実する必要があります。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

- ① 障がい者が生活の様々な場面で権利を侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使を支援する関係機関、団体等とのネットワーク化を図ります。
- ② 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスに関する苦情解決制度の充実と周知に一層努めます。
- ③ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等を県民や事業所等へ啓発する効果的な活動を行います。
- ④ 障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に県が主体的に関係機関と連携し、適切に対応します。

(2) 権利行使の支援

- ① 市町村、社会福祉協議会、相談支援事業所等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の促進や成年後見制度の利用促進に向けた普及啓発に努めます。
- ② 障がい者が安心して選挙権を行使できるよう、障がい特性に応じた選挙等の情報提供を行うとともに、障がい者の投票環境の向上に努めます。

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

- ① 障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法等の適切な運用を通じ、市町村をはじめとする関係機関の支援に取り組みます。
- ② 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。
- ③ 労働局、県警、市町村との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。
- ④ 家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し相談及び助言などを通じた支援を図ります。

(4) 合理的配慮の推進

- ① 「合理的配慮の提供」が事業所にも義務化されることに伴い、障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表明があった場合、必要な合理的配慮が行えるよう、行政・事業所・各種団体等に対する普及啓発に努めます。
- ② 意思疎通支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成及び遠隔手話通訳サービスなどのＩＣＴ技術を活用した意思疎通支援に取り組みます。
- ③ 障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入り動画の制作や点字・デイジー図書¹の貸出しなど障がい者のニーズに応じた情報提供の取組を支援します。

¹ Digital Accessible Information System の略で、活字を読むのが困難な人のためのデジタル図書

④ 内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプマークを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。

ヘルプマークとは

外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするためのマークです。



主な取組

(1) 権利擁護の推進

- 障害者差別解消支援地域協議会の開催
- 障がい福祉サービス事業者に対して、利用者からの苦情の適切な解決に努めることを求めるとともに、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るための第三者評価制度の受審を促進
- 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターでの差別、人権・財産侵害等に関する相談事案に対し、弁護士・医師・税理士等と連携して対応
- 精神医療審査会、精神科病院実地指導等により、人権確保を推進

(2) 権利行使の支援

- 市町村が行う成年後見制度の利用支援に関し、広域的な見地から助言
- 障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催
- 音声・点字などを活用した選挙公報などによる候補者情報の提供や、スロープ、コミュニケーションボード設置などの投票環境の整備

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

- 大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターによる多様な連絡・通信手段を活用した通報・相談体制の整備
- 施設従事者及び市町村職員を対象とした県障がい者虐待防止研修会の開催
- 労働局、県警、市町村で構成する障がい者虐待防止対策連携会議の開催
- 家族等の支援方法の習得を含む相談支援従事者を対象とした研修の開催

(4) 合理的配慮の推進

- 県広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所などを対象とした研修等を通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発（再掲）
- 点訳・音訳奉仕員の養成
- 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣
- 失語症の意思疎通支援者の養成
- 遠隔手話通訳サービスの提供
- ヘルプマークの配付及び周知・啓発

障害者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が
義務化されます

●我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。『障害者差別解消法』では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

●令和6年4月1日に『改正障害者差別解消法』が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※個人事業主やボランティア団体をするグループなども含みます。

合理的配慮の提供とは？
事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、真摯が貫すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出
建設的対話
合理的配慮の提供

● 知る
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
● 調べる
障害者差別解消に関する事例データベース

障害者白書（毎年刊行）
政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。
内閣府 Cabinet Office 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当

第2節

身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

1 相談支援体制の整備

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 総合的な相談支援体制の充実
- (3) 自立支援協議会の機能強化
- (4) 触法障がい者の地域移行の推進

2 在宅サービス等の充実

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 住まいの場の確保
- (3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

【成果目標と活動指標】

3 障がい児支援の充実

- (1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援
- (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援
- (3) 障がいのある子どもの家庭への支援

【成果目標と活動指標】

4 福祉介護人材の育成・確保

5 福祉用具等の活用促進

6 情報・コミュニケーションの支援

- (1) コミュニケーション支援
- (2) 情報の取得利用の推進

1 相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が基本的人権を有する個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した生活を営むためには、その本人や家族が直面する様々な場面で、相談に応じ、適切な情報提供や助言を受けられる相談支援体制の整備が重要です。

そのためには、各地域において障がい者等を支える支援ネットワークの構築が不可欠であることから、大分県自立支援協議会では、関係機関との連携強化に向けて、各市町村が設置した自立支援協議会にアドバイザーを派遣するなど、その活性化を後押ししてきました。

今後も、障がい特性にきめ細かく対応できる相談支援体制の一層の充実を図るほか、障がい者の地域移行・地域定着を進めるための地域生活支援拠点等¹の機能充実や、「親なきあと²」を見据えた支援体制の構築などへの対応にも取り組む必要があります。

また、世帯や地域を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、こうした課題に対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

施策の方向

(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を支援します。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

- ① 重層的支援体制整備事業をはじめとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が推進されるよう、必要な支援を行います。
- ② 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の

¹ 障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

² 障がい者の保護者が亡くなったり保護者が高齢その他の理由で支援を続けられなくなったりとき、障がい者の生活が成り立たなくなるのではないかというのが「親なきあと問題」。多くの障がい者やその保護者にとって、非常に切実、かつ切迫した問題。

確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。

- ③ サービス等利用計画・障がい児支援利用計画が円滑に作成できるよう、相談支援専門員を養成するとともに、専門性の向上を図ります。
- ④ 地域における相談支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 発達障がい者支援センター¹に専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がいのある子ども等に対する支援の強化を図ります。
- ⑥ 発達障がいのある子どもを育てている保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ⑦ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センター²が相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ⑧ 回復途中の精神障がい者やその家族等に対する助言・相談を実施する体制づくりに取り組みます。
- ⑨ 高次脳機能障がいについて、適切な支援が提供される体制を整備します。
- ⑩ 難病に関する相談の増加に対応するため、難病相談・支援センターの機能強化を図ります。
- ⑪ 障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を解消するため、相談に対応できる体制を整備

¹ 発達障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に設置している。本人や家族、支援者への相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関への普及啓発、研修事業を行う機関。

² 医療的ケア児とその家族の相談にワンストップで応じて、情報提供や支援を行うとともに、関係機関等への情報提供、研修及び連絡調整を行う機関。

します。

(3) 自立支援協議会の機能強化

- ① 大分県自立支援協議会の体制の充実を図るとともに、市町村自立支援協議会で明らかになった課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行います。

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

- ① 刑務所等出所の前段階から、出所後の福祉サービス利用につなげることで、触法障がい者の更生・社会復帰を支援し、再犯防止を図ります。

主な取組

(1) 意思決定支援の推進

- 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等を通じて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解と活用を徹底

(2) 総合的な相談支援体制の充実

- 市町村が実施する重層的支援体制整備事業への支援
- アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進
- 相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施
- 市町村と連携し、基幹相談支援センターの設置を促進
- 大分県発達障がい者支援センター E C O A L (イコール) の充実
- 子どもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置
- 発達障がいに関する専門的知識を有する発達障がい者支援専門員（スーパーバイザー）¹の養成
- ペアレントメンター²の活用やペアレントプログラム³の実施
- 医療的ケア児支援センターの相談機能の充実及び医療的ケア児等コーディネーターや関係機関、各相談支援センターの連携強化

¹ 大分県が独自に養成している、発達障がい児やその家族などの相談・支援を行うことのできる専門知識と技能を有する人材。

² 発達障がい児を育てた経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、相談や助言を行う人。

³ 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。

- 精神障がい者ピアサポート¹の養成
- 高次脳機能障がい支援拠点機関²に、支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関との地域支援ネットワークを構築する研修等を実施
- 難病相談支援員の配置による難病相談・支援センターの充実
- 市町村社会福祉協議会職員等を対象とした「親なきあと相談員」の養成及びスキルアップ研修等を実施
- 「親なきあと相談員」を活用した市町村による相談会の開催を促進

(3) 自立支援協議会の機能強化

- 市町村自立支援協議会での個別事例の検討等を通じて抽出された課題について、大分県自立支援協議会の場で解決策等を協議

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

- 地域生活定着支援センターを中心とした司法・福祉関係機関との支援ネットワークの構築



【発達支援コンシェルジュの個別相談】



【ペアレントプログラム（研修会）】

¹ 自らの障がい等の経験を活かしながら、他の障がいの支援を行う人。

² 高次脳機能障がいを持つ本人や家族が安心して生活できるよう支援体制の充実を図ることを目的に設置。相談支援のほか行政や福祉機関等の職員の資質向上のための研修会の開催等を行う。

2 在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービスを提供する基盤を整備することが必要です。

そのため、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービス、生活介護、短期入所、就労継続支援などの通所系サービスや、共同生活援助（グループホーム）など、地域での住まいの場を確保する必要があります。

また、障がいの特性を正しく理解し、質の高いサービスを適切に提供することができる在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ることが必要です。

施策の方向

（1） 在宅サービスの充実

- ① 障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護等の訪問サービスや生活介護、短期入所、就労継続支援等の通所系サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ② 障がいや介護といった枠組みにとらわれず、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、共生型のサービス提供に努めます。また、市町村が地域生活支援事業で行う相談支援事業を活かし、重層的支援体制の整備を促進します。
- ③ 障がい者やその家族が必要なサービスを適切に選択することができるよう、ホームページや広報紙、冊子等を活用し、制度の周知を図るとともに、事業所情報の提供に努めます。
- ④ 障がいを正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを適切に提供することができるよう、在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ります。
- ⑤ 認知症の方の支援のため、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、見守りなど、関係者の広域的な連携や地域ネットワークの構築を進めます。

(2) 住まいの場の確保

- ① グループホームなどの住まいの場の整備に、市町村と連携して取り組みます。
- ② 公営住宅の活用等により、グループホームの設置促進を図ります。
- ③ 障がい者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、障がいの特性に配慮した賃貸住宅の情報等の提供を行うとともに、貸主等の障がい者に対する理解促進の取組など必要な方策を行います。また、居住支援法人の指定を促進し、支援体制の充実を図ります。

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

- ① 重層的支援体制整備事業を始めとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が推進されるよう、必要な支援を行います。（再掲）
- ② 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。（再掲）

主な取組

(1) 在宅サービスの充実

- 社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設整備の推進
- 65歳を超えた障がい者が障害福祉サービスや介護保険サービスを組み合わせる等により必要な支援を受けることができるよう、障害福祉制度と介護保険制度の運用について市町村と連携
- 「障害福祉サービス等情報検索システム」¹による、事業所情報の公表
- 相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び強度行動障がい²支援者等の養成研修の実施

¹ 独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）における、障害福祉サービス等に関する情報を検索することができるシステム。

² 自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

(2) 住まいの場の確保

- 公営住宅のバリアフリー化の推進及び障がい者の優先入居やグループホームとしての活用を促進
- 県、福祉関係団体、不動産関係団体等で構成する大分県居住支援協議会¹において貸主等の障がい者に対する理解促進
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

- 各保健所圏域ごとにある地域移行支援協議会²等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等と連携して、包括的な支援体制を構築
- アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進（再掲）



【精神障がい者の退院に向けた個別支援会議】



【地域移行・地域定着のための講演会】

¹ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

² 精神障がい者の地域移行・定着の現状・課題を整理し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるための包括的な支援体制の構築を図るための各圏域における協議の場。

【成果目標と活動指標】

1 福祉施設からの地域生活移行

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
施設入所者数	人	1,871	R4	1,777	R8	R4 施設入所者数の 5 % 以上削減
地域生活移行者数	人	15	R4	38	R8	R4 施設入所者数の 6 % 以上移行(R6～8 113 人)
グループホーム利用率 (利用者数)	% 人	2.92 2,345	R4	2.98 2,693	R8	障害者手帳所持者数に対する割合

2 精神科病院からの地域生活移行

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
入院後 3 か月時点の退院率	%	56.3	R1	60	R8	国が指針で示す退院率(68.9%)を R15 目標値に設定
入院後 6 か月時点の退院率	%	74.3	R1	77.3	R8	国が指針で示す退院率(84.5%)を R15 目標値に設定
入院後 1 年時点の退院率	%	83.4	R1	85.6	R8	国が指針で示す退院率(91%)を R15 目標値に設定
1 年以上長期入院患者数(65 歳以上)	人	2,355	R4	1,708	R8	国が提示する推計式を用いて設定
1 年以上長期入院患者数(65 歳未満)	人	851	R4	664	R8	国が提示する推計式を用いて設定
退院後 1 年以内の地域平均生活日数	日	318.8	R4	325.3	R8	国が指針で示す平均生活日数を用いて設定

3 障がい児支援の充実

現状と課題

障がい児支援では、障がいのあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点から、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

障がい児への適切な支援が途切れると発達に影響が生じるおそれがあることから、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが重要です。

また、障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えていることから、孤立化を防ぐため、家族に寄り添った支援の充実が求められています。

さらに、地域の保育、教育等の場において、必要な支援が受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する必要があります。

施策の方向

（1）障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

- ① 乳幼児期から疾病や障がいに対する適切な治療や療育につなげられるよう、早期発見・早期支援に努めます。
- ② 保育所等において障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう体制を整備するとともに、小学校就学前後で支援が途切れないよう情報連携・支援体制の構築を促進します。
- ③ 就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行います。
- ④ 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、児童発達支援センター等の障がい

児支援機関と各小中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーター¹や特別支援学校の巡回相談担当教員との連携を強化します。

- ⑤ 放課後児童クラブ²における障がい児の円滑な受け入れを支援します。
- ⑥ 特別支援学校を卒業する生徒について、障害者就業・生活支援センター及び大分障害者職業センターなどの就労支援機関と連携して就労支援に取り組むほか、就職後の定着支援を行います。
- ⑦ 在宅の障がい児が、身近な地域で療育、相談等が受けられるよう、障がい児施設等の有する療育機能を活用し支援を行います。
- ⑧ 障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図ります。
- ⑨ 地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活動の充実を図ります。

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- ① 発達障がいについて、早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツール（M-CAT³等）の活用や5歳児健診等への専門医の派遣を行います。
- ② 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ③ 医療機関を含む関係機関の情報共有及び連携を進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

¹ 全ての校種において、特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力をしたり、学校外の専門家による指導・助言を受けるなど、児童生徒のニーズに応じた教育を展開していくための推進役となる人。

² 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している6年生までの児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

³ Modified Checklist for Autism in Toddlers の略語。主に12か月～36か月の乳幼児を対象とし、自閉症スペクトラムの特徴を持つかを評価するために開発された検査法。

- ④ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。
- ⑤ 強度行動障がいのあるこどもは特別に配慮された支援が必要なことから、こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。
- ⑥ 養育者によっては、障がいのあるこどもに育てにくさを強く感じることがあり、虐待に至るおそれがあるため、関係機関と連携して虐待の未然防止に努めます。
また、虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。
- ⑦ 新生児聴覚検査の体制の充実・強化を図り、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげます。

（3）障がいのあるこどもの家庭への支援

- ① 子育て満足度日本一を目指し、市町村と協力して子育て世帯への支援に取り組みます。
- ② 家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。
- ③ 親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ④ 在宅で医療的ケア児を介護する家族の就労等を支援します。

主な取組

（1）障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- 市町村における乳幼児健康診査の平準化及び充実
- 未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除
- 保育所等の職員の専門性を高める保育コーディネーター養成研修等の実施、

「就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進

- 障がい児の支援に関する相談支援ファイル¹の周知、配布及び活用
- 放課後児童クラブ支援員に対して、障がい児への対応等に係る研修を実施
- 巡回療育支援等の地域療育等支援事業の実施
- 国の「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」等を踏まえた、事業所職員向け研修の実施

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- 市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣
- かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施
- 発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図るため、医療情報を収集・提供する医療コーディネーターの配置
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター²）の養成とネットワーク化
- 強度行動障がい支援者養成研修の実施
- 市町村要保護児童対策地域協議会で実務者会議を毎月開催
- 難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、新生児聴覚検査の体制の充実及び保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進

(3) 障がいのある子どもの家庭への支援

- おおいた子ども・子育て応援プランの進捗状況を毎年度点検評価し、取組を充実
- 子どもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置（再掲）
- ペアレントメンターの活用やペアレントプログラムの実施（再掲）
- 発達障がいに関するパンフレットの配布や講演会等を通じた県民の理解促進
- 親の会など家族団体が実施する療育キャンプ等の開催支援
- 医療的ケア児支援センターで、家族からの相談にワンストップで対応
- 福祉・教育・労働等の分野で、医療的ケア児への適切な支援ができる人材を養成
- 保育所等における医療的ケア児受入れのための看護師の配置等の体制整備
- 訪問看護サービスを活用した医療的ケア児の看護等を行う家族に対するレスパイトや就労等の支援
- 特別支援学校の宿泊学習への訪問看護師の派遣

¹ 支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員等が共通理解することにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル。

² 医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援を総合調整する者。

【成果目標と活動指標】

1 発達障がい者支援専門員の養成数

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数	人	173	R4	245	R8	毎年度 18 人養成することを目標とする。 (R11までに 300 人養成)

2 ペアレントプログラムの受講者数

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
ペアレントプログラムの受講者数	人	280	R4	712	R8	毎年度 108 人養成することを目標とする。 (受講者 6 人 × 3 クール × 6 圏域)

3 医療的ケア児

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
センターの相談支援件数	件	55	R4	毎年度 70	R8	毎年度、70 件相談対応することを目標とする。

4 福祉介護人材の育成・確保

現状と課題

福祉介護人材は、職務内容や賃金水準等の理由から人材の確保と定着が厳しい状況にあることから、今後も、従事者の養成や資質の維持・向上のための研修を拡充し、必要な人材の育成・確保を図る必要があります。

令和4年度に「大分県障害者相談支援従事者人材育成ビジョン」を策定し、相談支援専門員の資質向上や相談支援体制の充実強化に取り組んでいます。

また、人材の確保・定着に向け、働きやすい職場環境の整備が必要です。

施策の方向

- ① 福祉介護職に対するイメージアップを図り、福祉介護人材の確保に努めます。
- ② 障がい福祉サービス事業所等における給与改善やキャリアパスの確立などの処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。
- ③ 人材育成や職場環境の改善等に取り組む事業者を認証し、障がい福祉サービスに携わる人材を確保します。
- ④ サービス管理責任者や相談支援専門員等、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。
- ⑤ 働きやすい職場環境の整備のため、職員の事務負担軽減が図られるロボット・ＩＣＴの導入を推進します。

主な取組

- 福祉職場への就職説明会等の地域別開催、福祉人材の無料職業紹介
- 介護福祉士修学資金貸付事業の実施、福祉介護処遇改善加算制度の周知と導入促進
- 障害福祉サービス事業者を認証する制度（ふくふく認証）の実施
- 介護ロボットによるノーリフティングケア¹、ＩＣＴによる介護現場のＤＸを推進

¹ 抱え上げない、持ち上げない看護や介護のこと。

5 福祉用具等の活用促進

現状と課題

補装具¹や日常生活用具などの福祉用具、身体障害者補助犬の利用については、家庭生活をはじめ、外出時の移動や就労、コミュニケーションの確保など、障がい者の自立と社会参加の促進を図る上で必要不可欠なものであり、また、家族等介助者の負担軽減を図るためにも重要なものです。

これまで、市町村や大分盲導犬協会等の関係機関と連携しながら、障がい者等のニーズに応じた福祉用具等の活用促進を図るとともに、大分県社会福祉介護研修センターで、最新の介護ロボットを含めた福祉機器などの展示・相談を行ってきました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい特性に応じた新たなニーズ等に対する支援のあり方を検討する必要があります。

施策の方向

- ① 介助者や福祉用具貸与事業者等介護関係者へ、最新の福祉用具などに関する情報提供を行うなど、更なる普及啓発を図ります。
- ② 障がいの状況に応じて福祉用具が適正に活用されるよう、研修会を開催するなど、市町村等関係者の知識向上を図ります。
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬に対する理解促進に努め、施設利用の円滑化を図ります。

主な取組

- 補装具給付費の一部負担
- 日常生活用具給付費の一部負担
- 公的助成の対象とならない軽度から中度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成
- 身体障害者補助犬の育成費補助

¹ 障がい者等の身体機能を補完又は代替し、かつ長期間に渡り継続して使用されるもので、厚生労働省が定める基準に該当する機器のことと、義肢、装具、車いすなどがある。

6 情報・コミュニケーションの支援

現状と課題

発達障がい者や知的障がい者及び聴覚、視覚、音声機能など意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、適切な支援者の養成や派遣等を行い、意思疎通を支援する必要があります。

これまで、市町村や大分県聴覚障害者センター、大分県点字図書館、こころとからだの相談支援センター等関係機関と連携し、障がい者のニーズ等に応じた人材確保と資質向上に努めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい者等のニーズにきめ細かく対応できる情報提供の充実や、支援者の技術向上を支援する必要があります。

施策の方向

(1) コミュニケーション支援

- ① コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、失語症者に対する点訳奉仕員・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者、失語症者意思疎通支援者の養成に取り組むとともに、更なる研修受講者の掘り起こしを図ります。
- ② 盲ろう者通訳介助員を養成し、派遣体制の充実を推進します。
- ③ 障害者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入りビデオライブラリーの制作や点字印刷出版など、障がい者のニーズに応じた情報提供ができるよう支援します。
- ④ こころとからだの相談支援センター等でのコミュニケーション技術の修得に向けた支援や、障がい者を支援する市町村、事業所職員などへの普及啓発や研修会を通して、支援の充実を図ります。

(2) 情報の取得利用の推進

- ① 障がい者が必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、情報ア

セシビリティ¹を推進します。

- ② 重度の視覚障がい者や上肢の障がい者がパソコンを使用する際に必要となる特殊キーボード、マウス代替装置、画面音声化ソフトなどの日常生活用具の給付制度について、市町村と連携し、事業の普及啓発に努めます。
- ③ 障がい者施策等の行政情報の提供にあたっては、わかりやすい表現や漢字にふりがなをふったり、図やイラストを活用して視覚に訴えるなど、知的障がい者等に配慮したものとするように努めます。

主な取組

(1) コミュニケーション支援

- 点訳・音訳奉仕員の養成（再掲）
- 手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（再掲）
- 遠隔手話通訳サービスの提供（再掲）
- 失語症者意思疎通支援者の養成（再掲）
- 盲ろう者通訳介助員の養成及び派遣（再掲）
- 字幕入りビデオライブラリーの制作

(2) 情報の取得利用の推進

- 視覚障がい者や聴覚障がい者を対象としたＩＣＴ機器体験会等を実施するサポートセンターの設置



【大分県盲人福祉センター】
(大分県点字図書館)



【大分県聴覚障害者センター】

¹ どの程度利用しやすいかという意味であり、情報の利用におけるバリアフリー化のこと。

第3節

保健・医療の充実

- 1 障がいの早期発見・早期支援
 - (1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実
- 2 医療・リハビリテーションの充実
 - (1) 障がい児者医療の充実
 - (2) リハビリテーションの充実
- 3 精神保健・医療施策の推進
 - (1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進
 - (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の整備
 - (3) 精神科救急医療提供体制の充実
 - (4) 地域精神保健福祉体制の整備
 - (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域定着の推進）
 - (6) 精神障がい者の退院後支援
- 4 難病患者の医療と療養生活の確保
 - (1) 在宅難病患者に対する支援の強化
 - (2) 医療体制の整備
 - (3) 難病対策に係る専門知識等の習得
 - (4) 相談体制の充実

第3節 保健・医療の充実

1 障がいの早期発見・早期支援

現状と課題

乳幼児期における障がいの原因となる疾病等を予防するためには、妊娠中の健康管理の確保や、妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実が必要です。このため、市町村における妊娠届出時から伴走型相談支援や妊婦健康診査、両親（母親）学級、訪問指導を促進するとともに、県立病院に総合周産期母子医療センター¹を、県内3か所に地域周産期母子医療センターを設置して、周産期医療体制の整備を図ってきました。

併せて、乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の実施を支援してきましたが、特に発達障がいについては、乳幼児健診で発見されない場合があることから、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣して、就学前に発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制の整備を進めてきました。

今後も、妊婦や乳幼児に対する健康診査や周産期医療体制の一層の充実を図るとともに、発達障がいについてはより早期の発見・療育につながるよう各地域に対応可能な医師を増やしていく取組が必要です。

施策の方向

（1）妊婦及び乳幼児の健康管理の充実

- ① 妊婦の健康管理と乳幼児の健やかな発育を図ります。
- ② 周産期母子医療センターを核とした周産期医療体制の一層の充実を図ります。
- ③ 障がいのある妊産婦を含む、全ての親子に対して適切な支援が行えるよう、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

¹ 母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、重症妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療などの周産期医療を行うことのできる医療施設。

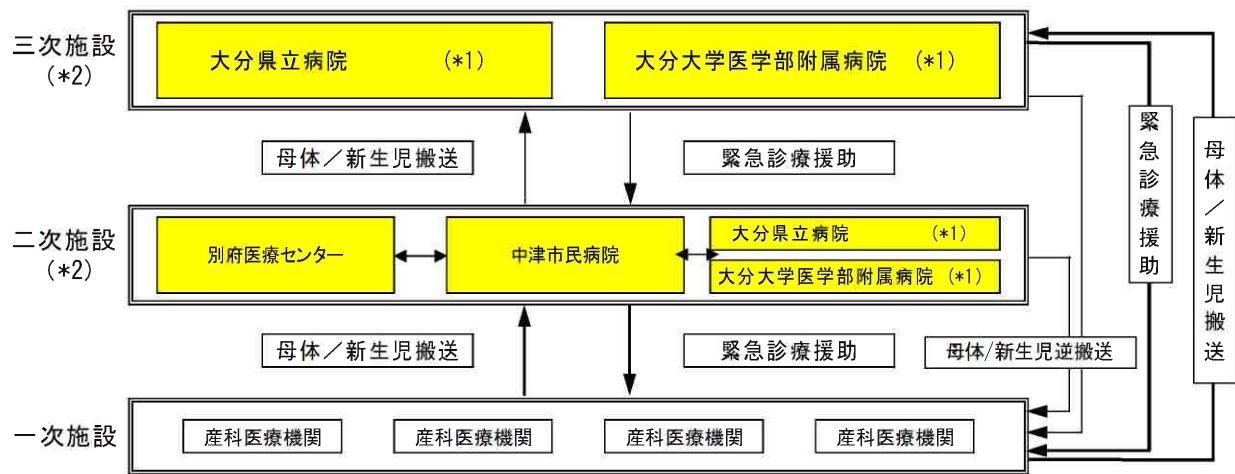
- ④ 乳幼児期から疾病や障がいに対する適切な治療や療育につなげられるよう、早期発見に努めます。
- ⑤ 小児慢性特定疾病対策を行うとともに、患児及びその家族に対する支援の充実を図ります。
- ⑥ 発達障がいについて、早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツール（M-CHAT等）の活用や5歳児健診等への専門医の派遣を行います。（再掲）
- ⑦ 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。（再掲）
- ⑧ 医療機関を含む関係機関の情報共有及び連携を進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。（再掲）

主な取組

- 伴走型相談支援や妊婦健康診査、両親（母親）学級、産後ケア、訪問指導等、市町村が実施する取組の促進
- 先天性代謝異常等に関する検査ができる体制づくりの推進
- 大分県周産期医療協議会を開催し、県内における周産期医療体制を検討
- ヘルシースタートおおいた推進委員会を開催し、地域母子保健・育児支援システムを検討・評価、妊娠期からの切れ目のない支援体制づくりを推進
- 市町村における乳幼児健康診査の平準化及び充実（再掲）
- 市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣（再掲）
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援等の実施
- 未就学児の児童発達支援等の保護者負担の全額免除（再掲）
- かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）
- 発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図るため、医療情報を収集・提供する医療コーディネーターの配置（再掲）

【図：周産期医療ネットワーク】

周産期医療ネットワーク



(*1) 大分県立病院、大分大学医学部附属病院は、二次、三次患者いずれにも対応する。

(*2) 周産期母子医療センターの空床情報は大分県周産期医療情報システムで確認する。

Yellow box : 周産期母子医療センター

2 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

これまで、医療の面では、障がい者の経済的負担を軽減するため、各種医療費の公費負担制度等を推進し、また地域で歯科診療が受けられるよう高次歯科医療機関の開設を支援するとともに、障がい者歯科協力医の養成などを行ってきました。今後は、在宅医療の重要性が増してくることから、専門医療技術者や訪問看護師の養成と、資質の向上が必要です。

また、医療技術の進歩等を背景として、N I C U等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野が連携して支援する体制を整備することが必要です。

リハビリテーションの面では、在宅や通所サービス事業所でもリハビリが受けられるような体制を整備するため、今後も大分県リハビリテーション支援センターを中心に、地域リハビリテーション広域支援センターや関係機関の連携を一層深化させることが必要です。

施策の方向

（1）障がい児者医療の充実

- ① 障がい者が必要な医療を適切に受診できるよう、自立支援医療などの公費負担制度の利用促進を図ります。
- ② 医療機関において、障がい児者が差別なく、かつ円滑な医療提供を受けられるよう、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等を周知し、医療関係者と連携して医療機関における合理的配慮の普及啓発に努めます。
- ③ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。（再掲）

- ④ 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。 (再掲)
- ⑤ 特別支援学校では、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対するケアの実施体制が整備されていますが、学校以外の生活の場面でも、地域において、必要な支援が円滑に行われるよう、保健、医療、福祉その他関係機関が課題解決に連携して取り組みます。
- ⑥ 平成 30 年 3 月から診療を開始した大分県口腔保健センターにおいて、知的障がいや発達障がいなどにより対応が難しい方に対する専門的な歯科診療を行うとともに、地域の歯科医の臨床研修を行うことにより、かかりつけ歯科医の育成を図ります。
- ⑦ 聴覚障がい者が安心して医療機関を利用することができるよう、利用時の手話通訳者等の派遣等により、聴覚障がいのある方が気軽に相談したり、医師などと意思疎通が図れる環境の整備に努めます。

(2) リハビリテーションの充実

- ① 高齢化等に伴う対象者の拡大を踏まえ、作業療法士や理学療法士をはじめとする専門職の育成、医療関係者のスキルアップを図ります。
- ② リハビリテーションに従事する人材や施設等の社会資源の偏在による課題を解消するため、施設等の広域利用を含めた地域連携を強化します。
- ③ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業者が、自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを推進します。
- ④ 訪問看護や訪問リハビリテーションについて、今後とも必要量が確保できるよう供給体制の整備を促進します。

主な取組

(1) 障がい児者医療の充実

- 医療的ケア児支援センターの相談機能の充実及び医療的ケア児等コーディネーターや関係機関との連携強化（再掲）
- おおいた医療的ケア児等支援関連施設連絡会の開催
- かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）
- 訪問看護推進協議会の開催
- 訪問看護師養成講習会の開催
- 高次歯科医療機関の維持・確保
- 地域の歯科医師や歯科衛生士を対象とした、障がい児者に対する歯科治療のスキルを高める研修会の実施
- 手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（再掲）
- 遠隔手話通訳サービスの提供（再掲）

(2) リハビリテーションの充実

- 大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会の開催
- 大分県リハビリテーション支援センターを通じ、地域リハビリテーション連携体制を維持

3 精神保健・医療施策の推進

現状と課題

精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくい場合があり、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要な状態や状況になって初めて精神科医療機関を受診するという場合があります。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要になってしまう場合もあります。発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになります。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無やその程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

施策の方向

(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進

- ① 県民の「こころの健康づくり」を推進します。また、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ② ひきこもり対策やうつ病を中心とする自殺予防対策、依存症、発達障がいなど社会のニーズに合った精神保健福祉相談の充実強化を図ります。

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備

- ① 精神疾患に関する最新の医療情報を公開し、相談や治療につながりやすい環境を整備します。
- ② 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。（再掲）
- ③ 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。
- ④ 高次脳機能障がい支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、相談支

援、関係機関との支援ネットワークの充実を図ります。

- ⑤ てんかん支援拠点病院¹に支援コーディネーターを配置して、専門的な相談対応や医療提供体制を整備します。

(3) 精神科救急医療提供体制の充実

- ① 迅速かつ適正な医療を受けられるよう、県立病院精神医療センター、精神科医療機関、診療所を含むかかりつけ医療機関の連携により、精神科救急医療体制の確保に努めます。

- ② 精神症状と身体症状を一元的に対応できる受入医療機関の確保に努めます。

- ③ 夜間・休日における緊急な医療を必要とする方について、精神科救急情報センター²において、精神科医療機関等との円滑な連絡調整を図ります。

(4) 地域精神保健福祉体制の整備

- ① 研修や事例検討等の技術的支援を通して、精神障がい者や精神保健に関する課題を抱える方を支援する市町村・相談支援事業所・保健所等の職員の資質の向上を図ります。

- ② 精神保健福祉活動の専門的・技術的な支援の拠点となる、こころとからだの相談支援センター（精神保健福祉センター）の機能の更なる充実を図ります。

ア 複雑化、多様化する問題に対応できるよう、精神保健福祉に関する相談、保健所など関係機関への技術的支援、教育研修などの機能を拡充します。

イ 保健所やこころとからだの相談支援センターが連携して精神保健福祉活動の推進を図ります。また、市町村、社会復帰施設、医療機関、教育機関などとの相互連携体制を強化します。

ウ 災害時等の被災者に対する心のケアや、学校危機時等の支援（学校 CRT³）等について、その体制整備、マニュアル等の作成、関係者への周知を徹底します。

¹ 専門的な相談支援、関係機関との連携、普及啓発・研修等を行い、地域における診療連携体制の整備を目的とし、都道府県が指定。

² 夜間・休日に緊急的な精神医療の相談・助言及び受診の必要性の判断や精神科医療機関との受診調整などを電話で行う機関。

³ CRT とは Crisis Response Team の略語で、学校内外で生命に関わる重大な事件・事故が発生した場合、専門職からなる官民一体となったチームを派遣し、期間限定でこころのケアを中心とした学校危機対応の支援を行う。

エ 精神科デイケアにおいて、若年の発達障がい者を含む精神障がい者を対象者とする取組を継続するとともに、就労支援プログラムの更なる充実を図ります。

③ 「いのち支える大分県自殺対策計画」に基づき、市町村や関係機関等と連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進します。

④ 「大分県アルコール健康障がい対策推進計画」及び「大分県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、アルコール依存症及びギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の各段階での防止対策や当事者とその家族への支援を行うほか、飲酒運転・暴力・虐待・自殺等の問題などに関する施策との有機的な連携を図ります。

⑤ 依存症からの回復には、ピアカウンセリング¹や専門的な治療プログラムが重要であるほか、家族や自助グループ等の民間団体が果たす役割が大きいことから、行政、医療機関等と連携したネットワークづくりを進め、切れ目のない支援に取り組みます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域定着の推進）

① 精神障がい者が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

② 重層的支援体制整備事業を始めとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が推進されるよう、必要な支援を行います。

③ 精神科病院及び相談支援事業所等の相互の取組を理解し、地域連携を更に進めるための研修会を開催します。

④ 障がい者ピアサポーターの養成により、障害福祉サービス事業所等における当事者の目線に立ったピアサポート活動を支援します。

(6) 精神障がい者の退院後支援

① 精神障がい者が、地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、「大分県精神

¹ ピア（peer）とは同等・同輩・仲間の意味。当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

障がい者の退院後支援マニュアル」の活用などにより、本人のニーズに応じた、関係者・関係機関による重層的な支援を提供できる体制整備に取り組みます。

- ② 退院後支援が必要と考えられる精神障がい者に対して入院時点から、関係機関と連携し、退院後の地域生活への移行に向けて、積極的に情報交換や支援を行います。

主な取組

(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進

- 企業・団体等が実施する精神疾患への理解促進やメンタルヘルス対策を目的とした研修会等への講師派遣
- 健康経営事業所を対象に、専門職を派遣して職場単位の心身の健康づくりを支援
- ひきこもり支援における関係機関の連携強化の推進
- ひきこもり相談窓口等の人材養成研修の実施

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備

- 精神疾患ごとに、診療対応可能な医療機関一覧を県ホームページで公開
- かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）
- 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。
- 8か所の認知症疾患医療センター¹ごとに開催する連携会議を通じ、地域の医療及び介護関係機関の連携を推進
- 大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）及び認知症サポート医²による地域支援体制の充実・強化
- かかりつけ機能に加えて地域の医療機関と日常的に連携する専門職の認知症対応力を向上させるための研修を引き続き実施します。
- 高次脳機能障がいに関する地域支援ネットワーク医療の充実を図るため、関係医療機関、福祉施設、保健所等で構成する相談支援委員会を開催
- てんかん支援拠点病院において、診療可能な医療機関をリスト化し、診療ネットワークを構築するとともに、相談体制を整備

¹ 認知症医療に係る地域の拠点として、鑑別診断や急性期、B P S D（行動・心理症状）への対応等の専門医療を提供する専門医療機関。

² 大分オレンジドクターに対して指導を行うとともに、地域連携の推進役となる医師。

(3) 精神科救急医療提供体制の充実

- 24時間365日、身体合併症患者に対して短期・集中的治療を提供する県立病院精神医療センターの体制整備
- 民間精神科病院の輪番制による診療体制及び空床確保
- 夜間又は休日に、大分大学医学部附属病院高度救命救急センターでの診療体制及び空床の確保
- 本人・家族等からの精神医療相談に対応するとともに、受診の必要性の判断と受入先病院の調整を行う精神科救急情報センターの設置・運営

(4) 地域精神保健福祉体制の整備

- 市町村・相談支援事業所・保健所等の職員を対象に、地域移行・地域定着の推進に向けた研修を実施
- こころとからだの相談支援センターの専門的・技術的な支援の更なる充実
- 自殺防止の広域的な啓発、相談窓口等の充実、自殺未遂者等支援の体制整備、遺された人への情報提供や支援等を推進
- 依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の指定・周知
- 依存症問題に取り組む自助グループ等の活動を支援

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域定着の推進）

- 大分県自立支援協議会地域移行専門部会において、地域移行に関する諸課題の把握や対応策の検討
- 地域の相談支援専門員を対象とした研修や実践を通じ、専門的な指導や助言ができる地域のリーダーを育成し、地域移行・地域定着を推進
- 各保健所圏域ごとにある地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等と連携して、包括的な支援体制を構築
- 居住支援協議会や居住支援ネットワーク体制を構築し、各種相談対応や生活・就労支援、地域の居場所づくり等を推進
- 精神科病院に地域移行を推進するコーディネーターを配置
- 自立生活援助等の障がい福祉サービスを活用した地域定着の推進
- 精神障がい者ピアサポーターの養成

(6) 精神障がい者の退院後支援

- 退院後支援計画を作成することに同意のとれた措置入院者に対し、保健所が中心となり支援関係者で個別支援計画を作成して、継続した支援を実施

4 難病患者の医療と療養生活の確保

現状と課題

平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、難病患者に対する医療費助成制度の見直しが数度にわたって行われ、助成対象となる指定難病は341疾患（R6.4.1時点）まで拡大されています。

これまで県では、各保健所における相談会の開催や、難病相談・支援センター¹の設置、大分県難病医療連絡協議会への難病医療コーディネーターの配置、重症難病患者医療ネットワークの構築などを通じて難病患者の支援を行ってきました。

しかしながら、難病の多様性・希少性のため、医療従事者であっても、どの医療機関を受診（紹介）すれば早期診断がつけられるか分かりづらいという課題があります。

また、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、様々なニーズに対応した相談や支援対策を推進するため、難病相談・支援センターの機能強化が必要です。

施策の方向

（1）在宅難病患者に対する支援の強化

- ① 地域における難病患者の支援を行います。
- ② 難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供が、難病等の特性（病状の変化や進行、日内変動、福祉ニーズ等）に配慮し円滑に行われるよう、理解を促進します。

（2）医療体制の整備

- ① 難病患者の医療費負担の軽減を図ります。
- ② 難病全般の早期診断体制の確保を図ります。
- ③ 難病診療連携協力病院や一般病院等との調整・連携を図ります。

¹ 地域で生活する難病患者・家族などの日常生活における相談支援、地域交流活動の促進と就労支援などの拠点となる施設。

(3) 難病対策に係る専門知識等の習得

- ① 医療従事者等の研修機会の充実による知識の習得に努めます。
- ② 難病相談・支援センター職員のスキルアップを図ります。
- ③ 難病患者等のニーズに対応するホームヘルパーを養成します。

(4) 相談体制の充実

- ① 難病相談・支援センターの周知を図り、難病患者等からの療養生活、日常生活、就労に関する相談等に応じ、関係機関と連携して支援を行います。
- ② 患者同士のピアカウンセリングを推進します。
- ③ 患者等の精神的負担の軽減やQOLの向上につながるよう支援します。
- ④ 地域における相談機会の充実を図ります。

主な取組

(1) 在宅難病患者に対する支援の強化

- 難病患者地域支援ネットワーク事業の実施

(2) 医療体制の整備

- 難病の早期の診断、患者が身近な医療機関で適切な治療を受けるため、難病診療連携拠点病院等を軸とした難病医療提供体制を強化
- 難病診療連携拠点病院に、拠点病院等の調整・連携のための難病診療連携コーディネーターを配置

(3) 難病対策に係る専門知識等の習得

- 難病対策に携わる医療従事者、地域支援者を対象とした、難病支援従事者研修会や難病相談・支援センター研修会等の実施
- 難病相談支援員、担当保健師の専門研修派遣、難病患者等ホームヘルパー研修

(4) 相談体制の充実

- ピアサポーター養成研修、患者会による電話相談事業を実施
- 保健所において、専門医師等による医療相談事業を実施

第4節

教育の振興

- 1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
 - (1) 幼稚園等、小学校・中学校等、高等学校
 - (2) 特別支援学校
 - (3) 特別支援教育ネットワークの構築
- 2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
 - (1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - (2) 全ての教職員が学べる機会の確保

第4節 教育の振興

1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備

現状と課題

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されました。学校教育においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、障がいのある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育システム¹の構築のための特別支援教育²が推進され、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備が必要です。

また、県立特別支援学校³在籍の児童生徒数は増加傾向にあり、大分市内の特別支援学校を中心に教室不足が深刻化し、児童生徒へ安全で適切な教育を提供するために、県立特別支援学校の再編整備が必要な状況にあります。

施策の方向

(1) 幼稚園等、小学校・中学校等、高等学校

① 特別支援学級・通級による指導の教室の在り方

インクルーシブ教育システムの構築に向け、地域の実情に応じた通級による指導の教室の増設等を含めた特別な教育を行う場の在り方を検討し、充実した「学びの場」を整備します。

② 管理職の特別支援教育への意識向上

県教育庁の本庁関係指導課と教育事務所との連携のもと、小・中学校等の管理職や授業改善等の助言を行う機会の多い指導主事が、特別支援教育の視点からの

¹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

² 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

³ 学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、がい害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

学校運営及び授業改善の必要性や重要性への認識を深めることができるような働きかけを工夫します。

③ 公立高等学校における特別支援教育の推進

特別な教育課程や支援を必要とする生徒が在籍する高等学校への通級による指導の教室設置や、特別支援教育支援員の配置などを具体的に検討します。

(2) 特別支援学校

① 盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備

本県の特別支援学校の教育の一層の充実に留意し、医療療育機関併設校ならではの利点を活かすことや、それぞれの障がい種ごとの専門性の継承を考慮した各学校の再編整備を行います。

② 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

南石垣支援学校は「通学の利便性」「交流及び共同学習に取り組みやすい環境」などの利点を活かすこと、大分市内の2校（新生支援学校、大分支援学校）については、安全で適切な環境を確保することを最優先にした方策を講じます。

③ 安全・安心な給食を提供できる環境

給食において、個々の摂食方法に応じた配慮のできる、安全・安心な食事環境となるよう検討を進めます。

(3) 特別支援教育ネットワークの構築

① 幼稚園等、小・中学校等、高等学校や特別支援学校等における「チーム支援体制」の構築

障がいのある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育の視点からの授業改善を進め、早期からの継続した支援を実現させるための方策を具体化します。

主な取組

○別府支援学校の存続と石垣原校・鶴見校への通学生の受け入れ

○大分市内への知的障がい特別支援学校の新設

○南石垣支援学校の別府羽室台高校跡地への移転

○「摂食指導の手引き 実践編」を活用した、摂食に関する研修の実施

2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

現状と課題

「障がいのある人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」第16条では、教育における配慮として、『教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない』としています。

特別支援教育は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」に向け、可能な限り共に学ぶことができるようすることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのあるこどもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

幼稚園等、小・中学校等、高等学校では、特に通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある幼児・児童・生徒数の増加に伴い、特別支援教育に関する教育内容の充実が求められています。

施策の方向

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

- ① 外部人材の活用による幼稚園等、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児・児童・生徒への対応の強化

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門家等とのネットワーク構築により、各分野における専門性の高い外部人材を活用した授業研究会の実施など効果的な専門性向上を目指します。

- ② 特別支援学校教諭免許状の保有率向上

ア 特別支援学校

専門性の担保のためには特別支援学校教諭免許状保有率は100%となるべきであり、それぞれの障がい種の専門性担保のためには、該当する障がい種の免許状保有率の向上が必要です。また、専門性の向上のために、障がい種に応じた研修の機会を保障します。

イ 小・中学校等

特別支援教育の専門性はこれからの中学校教育を担う教員に求められる資質であり、特に特別支援学級担任や通級による指導の教室担当者の特別支援学校

教諭免許状保有率を向上させることができます。

- ③ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用の更なる推進
授業研究会や校内研修の質を向上させ、一人ひとりに応じた教育の充実のために、より専門的な視点に基づいた個別の指導計画の作成を目指します。今後、増加していくことが予想される重度・重複障がいのある幼児・児童・生徒への対応については、これまで以上に充実した医療機関との連携を図ります。
- ④ 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント
社会に開かれた明確で根拠のある教育課程の編成を促し、学部や学年間で一貫性のある指導を継続できる教育課程編成のための組織的なP D C Aサイクルを確立させます。

(2) 全ての教職員が学べる機会の確保

- ① 幼稚園等、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーター¹への研修
各園、学校の特別支援教育を中心的に推進する役割を担う「特別支援教育コーディネーター」が受講しやすく、質の高い研修を提供します。
- ② 高度で実践的な研修の充実と研修を担う機関の明確化
理論的な内容を知識として学ぶだけでなく、実践的な研修を構築します。また、困ったときにニーズに合わせて相談できる環境の整備を行います。
- ③ 特別支援教育に関する情報の一元化と提供
教育庁特別支援教育課や県教育センター特別支援教育部が作成した特別支援教育に関する研修の資料を、より多くの教職員に共有できるシステムを構築します。

主な取組

- 大学教員・臨床心理士ら知見を持つ専門家チームによる相談会の実施
- 特別支援学校のセンター的機能による巡回相談の実施
- 幼稚園等、小・中学校、高等学校のコーディネーターを対象としたエリア別研修
- 小・中学校、高等学校の教員を対象にした特別支援学校での実地研修
- 小・中学校の通常学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対する指導計画の充実

¹ 特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力して学校外の専門家による指導・助言を受ける等、ニーズに応じた教育を展開していく推進役。